

(健Ⅱ59F)
令和2年4月21日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

風しんの第5期の定期接種に係る委託料の改定について

本会と全国知事会との集合契約に基づく風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に関して、令和元年度に発行されたクーポン券（以下、「旧クーポン券」という。）に係る有効期限を延長し、令和2年度においても使用可能とすること、また、それに伴うクーポン券の取扱い等につきましては、令和2年1月14日付け（健Ⅱ204F）をもってご連絡申し上げました。

令和2年度においては、集合契約に基づく風しんの抗体検査の価格に変更はありませんが、風しんの第5期の定期接種の費用（以下、「定期接種費用」という。）については各市区町村において取扱いが異なることから、医療機関においては、クーポン発行元の市区町村における令和2年度の予防接種費用の改定の有無及び改定後の金額（以下、「新金額」という。）について、厚生労働省HPを確認する等の対応が示されていたところです。

今般、厚生労働省において、定期接種費用の改定のあった市区町村及び新金額のリストがとりまとめられるとともに、今年度の定期接種費用に係るクーポン券の取扱いを解説した資料が作成され、同省より本会あて別添のとおり周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

同リスト（PDF ファイル：パスワードあり）は厚生労働省HPに掲載するとのことであり、以下のURL及びパスワードについても周知するよう依頼がありました。

なお、本会HPにおいても同リスト（PDF ファイル：パスワード無し、ただしメンバーズルーム閲覧用の会員ID、パスワードが必要）を掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【厚生労働省HP】

○URLを直接入力

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/fushin_yobou_01.html

パスワード：MHLWR20416

【日本医師会HP】

※風しんの追加的対策について（医療機関、医師会向けページ）

<http://www.med.or.jp/doctor/kansen/rubella/008503.html>

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 16 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

風しんの第 5 期の定期接種に係る委託料の改定について

「風しんの抗体検査及び風しんの第 5 期の定期接種に係る委託契約書」第 6 条第 3 項の委託料が改定された市区町村について、「風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて」（令和 2 年 1 月 8 日厚生労働省健康局健康課・結核感染症課事務連絡。以下「1 月 8 日事務連絡」という。）に基づき取りまとめましたので報告いたします。

令和元年度に発行されたクーポン券については、「風しんの追加的対策に係る令和 2 年度の対応について（協力依頼）」（令和元年 12 月 20 日厚生労働省健康局健康課・結核感染症課事務連絡）の記 2 に基づき使用可能なものとして取り扱うとともに、被接種者が有効期限を経過した令和元年度に発行されたクーポン券を実施機関に持参した場合は、1 月 8 日事務連絡の記 1 に基づきご対応いただきますよう、委任のあった実施機関へ周知をお願いいたします。

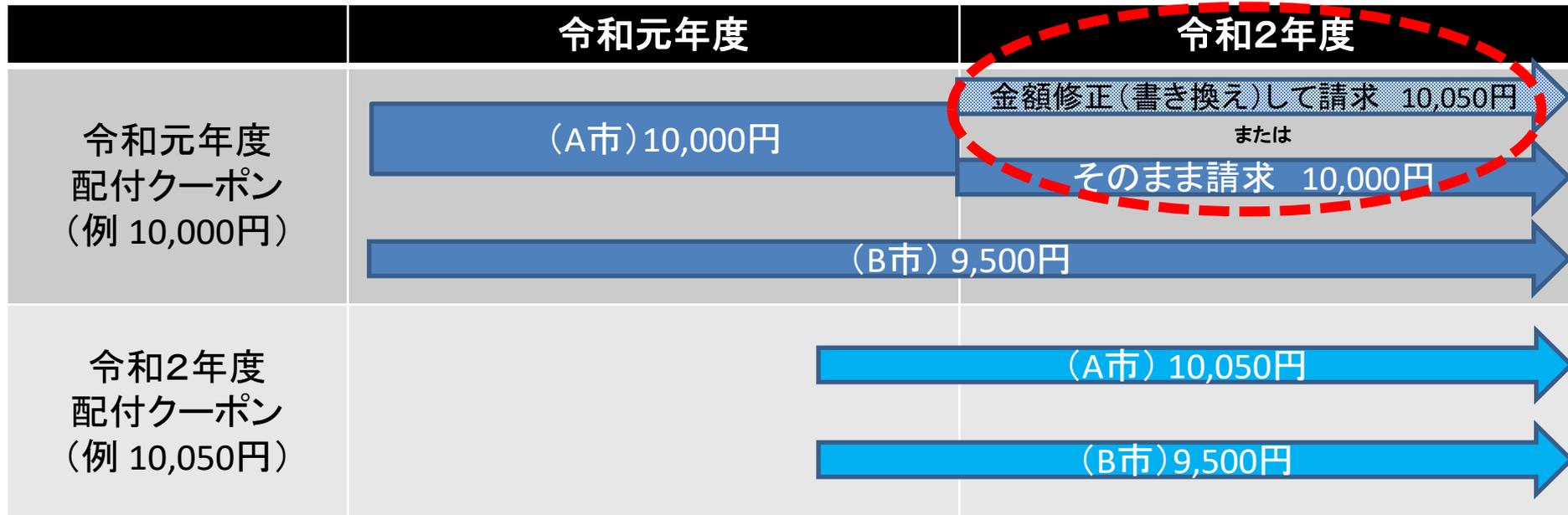
風しんの追加的対策クーポン券の取扱いについて

(令和2年度・医療機関用)

- 本取扱は、令和2年度において、風しんの追加的対策における予防接種の予診・予防接種を行い、クーポン券(券種2及び3)を用いて請求する方法をお示しするものです。
 - ※「風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて」(令和2年1月8日付け厚生労働省健康局健康課・結核感染症課事務連絡)を参照
- 市区町村が、令和元年度に発行したクーポン券(有効期限が2020年3月末以前のもの)については、利用率向上のため、令和2年度も使用可能とすることとしました。(有効期限を延長)
- 予防接種の予診・予防接種の委託料(予診費用・接種費用)は、クーポン券を発行する各市区町村が決定しており、年度ごとに改定される可能性があります。
- このため、委託料を改定した市区町村が令和元年度に発行したクーポン券については、金額(予診費用・接種費用)を修正して請求する必要があります。
- 令和2年度に委託料を改定する市区町村については、厚生労働省において改定前後の委託料を一覧にまとめ、実施機関の取りまとめ者を通じて、集合契約に参加している各実施機関に提供します。
- 各実施機関は、この委託料一覧をご覧ください、クーポン券の修正を行って請求してください。

クーポン券の取扱いのイメージ

(例)A市は、令和2年度に接種費用10,000円を10,050円に変更し、B市は、令和2年度も接種費用9,500円のままの場合。



- 令和2年度に価格改定のあった市区町村別委託料一覧※を国が作成し、実施機関に提供する。(例:A市 (旧)10,000円 → (新)10,050円)
(※)改定のなかった市区町村は掲載されない
- 実施機関において、クーポン券の金額を一覧と照合する。
- 価格改定のあった市区町村のクーポン券は、旧価格を新価格に修正(書き換え)し、請求する。※
(※)実施機関の判断により修正しない(書き換えない)場合は、旧価格で請求することとなり、旧価格で支払われる。

フローチャート

受診者が持参したクーポン券が令和元年度のものである

予診費用、接種費用を改定した市区町村のクーポン券である

NO

YES

クーポン券の金額を修正する

NO

YES

クーポン券に記載のとおり
の金額(旧金額)で国保連へ
請求する

修正後の金額(新金額)で国保連へ
請求する

請求した金額のとおり支払われる

有効期限が、2020年3月末以前のものであるかを確認する。

受診者が持参したクーポン券が令和2年度のものである

クーポン券に記載のとおり
の金額で国保連へ請求する

請求した金額のとおり
支払われる

有効期限が、2020年4月以降のものであるかを確認する。

クーポン券の修正方法

(例) 予防接種委託料単価を修正する場合

予防接種予診のみ	券種	予防接種予診券 (予診のみ)	2
	請求先	健康県青空市	123456
	接種費用 (税込)	9,999 円 (自己負担分を除く)	
	自己負担額 (税込)	9,999 円	
発券日	0000000153	有効期限	2020年 3月
(店名) マママ アイランド  健康県青空市			
212345600000015309999			
予防接種	券種	予防接種券	3
	請求先	健康県青空市	123456
	接種費用 (税込)	9,999 円 (自己負担分を除く)	
	自己負担額 (税込)	9,999 円	10,000 円
発券日	0000000153	有効期限	2020年 3月
(店名) マママ アイランド  健康県青空市			
312345600000015309999			

券種	予防接種予診券 (予診のみ)	2	
請求先	健康県青空市	123456	
接種費用 (税込)	9,999 円 (自己負担分を除く)		
自己負担額 (税込)	9,999 円		
発券日	0000000153	有効期限	2020年 3月
(店名) マママ アイランド  健康県青空市			
212345600000015309999			

券種	予防接種券 (実 予防接種券)	3	
請求先	健康県青空市	123456	
接種費用 (税込)	9,999 円 (自己負担分を除く)		
自己負担額 (税込)	9,999 円	10,000 円	
発券日	0000000153	有効期限	2020年 3月
(店名) マママ アイランド  健康県青空市			
312345600000015309999			

(注) 便宜上赤字で修正していますが、決まりはありません。
記載場所を含め、判読可能な修正をお願いいたします。